

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公表番号】特表2019-535809(P2019-535809A)

【公表日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2019-542361(P2019-542361)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/22 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

A 6 1 K 8/31 (2006.01)

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/22

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 11/00

A 6 1 K 8/31

A 6 1 K 8/81

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 2 3 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 2 3 3】

【表11】

実施例I	A (重量%)	B (重量%)
35%の水溶液H ₂ O ₂ ¹	0. 2857	2. 857
ワセリン ²	99. 7143	97. 143
合計	100. 00	100. 00
総口腔用組成物におけるH ₂ O ₂ の%	0. 099995	0. 99995
比率*	350. 02	35. 002
本明細書で明記された手順を使用して測定された、二次元平面の、 平方センチメートル当たり約10000平方ミクロンよりも大きい 断面領域を伴う、水相の二次元の液滴密度。		10. 3
本明細書で明記された手順を使用して測定された、過酸化物試験 ストリップ上に塗抹された多相口腔用組成物の過酸化物濃度の標準偏差。		50. 17
本明細書で明記された手順を使用して測定された、過酸化物試験 ストリップ上に塗抹された多相口腔用組成物の過酸化物濃度の平均。		47. 55
本明細書で明記された手順を使用して測定された、過酸化物試験 ストリップ上に塗抹された多相口腔用組成物の過酸化物濃度の標 準偏差に対する、本明細書で明記された手順を使用して測定された、 過酸化物試験ストリップ上に塗抹された多相口腔用組成物の 過酸化物濃度の比率		0. 95

* 組成物全体中に存在するH₂O₂の重量パーセントにおける濃度に対する、水相中に

存在する H_2O_2 の重量パーセントにおける濃度の比率

¹ S o l v a y (ヒューストン、テキサス州) からの、 u l t r a C o s m e t i c G r a d e

² S o n n e b o r n L L C (パーシッパニー、ニュージャージー州) からの、 G - 2 1 9 1 G r a d e

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

a) 送達支持材料と、

b) 歯をホワイトニングするための多相口腔用組成物であって、

i) 漂白剤を含む、前記多相口腔用組成物の 0 . 0 0 2 重量% ~ 3 0 重量% の水相と

、
i i) 前記多相口腔用組成物の 5 0 重量% 超の疎水性相と、を含む、多相口腔用組成物と、を含み、

前記漂白剤の濃度が、前記多相口腔用組成物の 1 0 重量% 以下であり、

前記多相口腔用組成物が、油中水型エマルションであり、

前記疎水性相が連続性であり、前記水相が連続性の前記疎水性相中に液滴として分散しております、

前記疎水性相の円錐貫入稠度値が、 A S T M D 9 3 7 - 0 7 により測定された際に 1 0 ~ 5 0 0 である、キット。

【請求項 2】

前記多相口腔用組成物全体中に存在する漂白剤の重量パーセントでの濃度に対する、前記水相中に存在する漂白剤の重量パーセントでの濃度の比率が、少なくとも 5 0 である、請求項 1 に記載のキット。

【請求項 3】

前記多相口腔用組成物全体中に存在する漂白剤の重量パーセントでの前記濃度に対する、前記水相中に存在する漂白剤の重量パーセントでの前記濃度の前記比率が、少なくとも 1 0 0 である、請求項 2 に記載のキット。

【請求項 4】

前記漂白剤の量が、前記多相口腔用組成物の 0 . 0 1 重量% ~ 0 . 0 9 5 重量% の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のキット。

【請求項 5】

前記疎水性相又は前記多相口腔用組成物の円錐貫入稠度値が、 A S T M D 9 3 7 - 0 7 により測定された際に 1 0 0 ~ 3 0 0 である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のキット。

【請求項 6】

前記疎水性相又は前記多相口腔用組成物の前記円錐貫入稠度値が、 A S T M D 9 3 7 - 0 7 により測定された際に 1 0 0 ~ 2 5 0 である、請求項 5 に記載のキット。

【請求項 7】

前記疎水性相の滴下融点が、 A S T M D 1 2 7 - 0 8 により測定された際に 4 0 ~ 8 0 である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のキット。

【請求項 8】

本明細書で明記された手順を使用して測定された、 1 0 0 0 0 平方ミクロンよりも大きい断面領域を伴う二次元の液滴密度が、平方センチメートル当たり 2 0 以下である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のキット。

【請求項 9】

本明細書で明記された前記手順を使用して測定された、10000平方ミクロンよりも大きい断面領域を伴う前記二次元の液滴密度が、平方センチメートル当たり10以下である、請求項8に記載のキット。

【請求項10】

本明細書で明記された手順を使用して測定された、過酸化物試験ストリップ上に塗抹された前記多相口腔用組成物の過酸化物の濃度の標準偏差が50以下である、請求項1～9のいずれか一項に記載のキット。

【請求項11】

本明細書で明記された前記手順を使用して測定された、過酸化物試験ストリップ上に塗抹された前記多相口腔用組成物の前記過酸化物の濃度の前記標準偏差が25以下である、請求項10に記載のキット。

【請求項12】

本明細書で明記された手順を使用して測定された、過酸化物試験ストリップ上に塗抹された前記多相口腔用組成物の平均過酸化物濃度が1～100である、請求項1～11のいずれか一項に記載のキット。

【請求項13】

本明細書で明記された手順を使用して測定された、歯の上に塗抹された前記多相口腔用組成物の平均残留過酸化物濃度が20～200である、請求項1～12のいずれか一項に記載のキット。

【請求項14】

前記多相口腔用組成物中の前記漂白剤が、過酸化水素を含む、請求項1～13のいずれか一項に記載のキット。

【請求項15】

- b^{*}として算出され、かつ本明細書にて開示したように臨床的プロトコル当たりで測定される、前記多相口腔用組成物の漂白有効性が、少なくとも1.5である、請求項1～14のいずれか一項に記載のキット。

【請求項16】

前記多相口腔用組成物全体中に存在する漂白剤の重量パーセントに対する、- b^{*}として算出され、かつ本明細書にて開示されたように臨床プロトコル当たりで測定された、前記多相口腔用組成物中の漂白有効性の比率が、少なくとも1.5である、請求項1～15のいずれか一項に記載のキット。

【請求項17】

前記送達支持材料がストリップである、請求項1～16のいずれか一項に記載のキット。

【請求項18】

電磁放射線源を更に含み、前記電磁放射線源が、400nm～500nmの範囲の電磁放射線を放出し、本明細書に記載された手順を使用して測定された175mW/cm²～225mW/cm²の範囲にて、少なくとも1つの歯における前記送達支持材料の外側表面上に衝突する、請求項17に記載のキット。